

国不建推第33号
国不建振第90号
国官参建第50号
令和8年8月3日

都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課長
建設振興課長
大臣官房参事官（建設人材・資材）
（公印省略）

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記については、かねてから貴職のご指導をお願いしているところですが、今般、別添のとおり国土交通大臣への届出に係る建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底を図ったところです。

引き続き資材や原油の価格高騰等が懸念される中、資金需要の増大が予想される夏期において、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対しては、その経営の安定・健全性を確保するため、適切な代金支払い等を確保できるよう十分な配慮が必要です。

国土交通省においては、指導監督体制の強化を目的とした「建設業法令遵守推進本部」の設置、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」（令和8年1月最終改訂）の策定等を通じ、元請負人と下請負人の間の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の推進に努めてきました。特に、「駆け込みホットライン」においては、時間や場所を問わず通報が可能な情報収集フォームによる受け付けをはじめ、通報があった際に、通報者に秘匿を希望するかを確認した上で、秘匿を希望する場合は、通報者が特定されないための調査方法等の工夫などの運用に努めているところです。

また、請負代金に係る紛争防止及び請負契約の片務性の改善のために義務付けられている工事着工前の書面による契約締結をはじめ、元請負人と下請負人の間における建設工事の請負契約に係る見積り、契約、支払い等に関する建設業法の各種規定の遵守徹底を求めています。

さらに、建設業法に加えて労働基準法（昭和22年法律第49号）や労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）をはじめとする労働関係法令や「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づく「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和5年6月13日閣議決定）など、建設工事の施工に係る各種法令等を遵守し、労働災害等の防止や建設生産物の安全性や品質の確保などを図ることにより、建設業法の目的である建設工事の適正な施工などの建設企業の基本的責務を果たすことが求められるところです。

また、国土交通省が決定・公表した、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価は、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映した結果、前年の公共工事設計労務単価と比べ、全国全職種平均で4.5%上昇し、14年連続の引上げとなりました。

建設業界の共通の課題である担い手の確保のためにも、技能者の処遇改善が不可欠であり、今後も継続して賃金を引き上げること、さらにそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じた更なる賃金の引上げや、安定的な人材確保・工事の品質確保のための適正利潤の確保につながるという好循環が継続される環境整備を図ることが必要となります。このためには、公共工事・民間工事を問わず、あらゆる工事において、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、最新の公共工事設計労務単価の水準等を踏まえた適正な労務費による請負契約を行い、技能者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要となり、そのためにも、見積の作成や価格交渉を行う際には、公共工事設計労務単価に併せて改訂された最新の基準値等を用いて、適正な労務費を確保することが求められます。

ついては、貴職におかれても、この趣旨のより一層の周知徹底を図られるよう配慮するとともに、相談窓口の開設等により、下請契約に係る相談に応じ、適切な助言・指導を行う体制を充実し、発注部局、当省建設業許可部局との連携強化、知事許可業者に対する指導監督の強化、建設業者等に対する研修会の開催、「駆け込みホットライン」等の周知・活用等を通じて、さらなる下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底、技能者の賃金水準の確保等に努めていただきますようよろしくお願いします。